

平成27年度

臨時福祉給付金のお知らせ

今年度も、昨年度に引き続き2つの給付金(臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金)が支給されます。そのうちのひとつ、「臨時福祉給付金」は所得の低い方の消費税率引き上げに伴う負担を緩和するものです。

支給要件

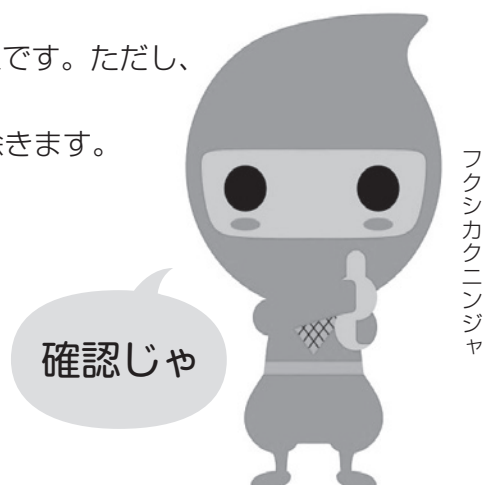
○支給対象者

平成27年度分の住民税が課税されていない方が対象です。ただし、

- ・ 課税されている方に扶養されている場合
 - ・ 生活保護の受給者である場合 など
- は除きます。

○支給額

- ・ 1人につき6,000円



平成27年度分の所得が未申告の方 (平成26年中)

所得が未申告の場合、住民税が非課税であることの確認がとれず、**臨時福祉給付金の支給対象になりません。**

所得がない方も、所得の申告をお願いいたします。

※所得申告は税務課で随時受け付けております。

美波町での申請は、9月以降開始の予定です

●お問い合わせ先

役場住民生活課
臨時福祉給付金担当

☎77-3613

